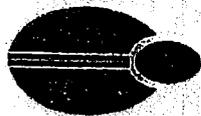


建物賃貸借契約書

賃貸人



賃借人 照屋 大河



(有) 具志川興産

うるま市みどり町4丁目20番23号
TEL 974-4315 FAX 974-4126



貸主 [REDACTED] (以下「貸貸人」という。)と借主 照屋大河 (以下「賃借人」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	崎間貸店舗		1階部分 号室	
	所在地	うみ赤道17-5			
	構造	鉄筋コンクリートブロック造			
	種類	/()階建/全()戸			
付 属 設 備	面積	約18坪 / 約59.5㎡	新築年月	昭和・平成 年 月	
	付属設備	業務用クーラー1台、 家庭用クーラー1台、			

頭書(2) 事業内容

政治活動拠点

頭書(3) 契約期間

平成24年7月1日から	平成26年6月末日まで(2年間)
目的物件の引渡し時期	平成24年6月 日

頭書(4) 賃料等

賃料	月額 65,000 円 (内消費税等 1 円)	管理・ 共益費	月額 1 円 (内消費税等 1 円)	家財 保険料	入居者にて アム入
敷金	130,000 円 (賃料2ヵ月)	家賃 保証料	特別 免除 円	附属 施設料	月額 1 円 (内消費税等 1 円)
保証金	1 円 (賃料 1 ヵ月)	償却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵No. 本数	本	本	本	本
賃料等の支払時期 翌月分を前月 20 日に口座引落					
賃料等 の支払 方法	<input type="checkbox"/> 振込				
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名	(有)具志川興産		

頭書(5) 貸借人緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名)	
	(自宅)TEL	- -
	(勤め先)TEL	- - (会社名・部署名)
	(携帯)TEL	- -

頭書(6) 貸借人及び管理業者

貸借人	氏名	
	住所	

管理業者	商号又は名称	(有)具志川興産
所在地	うるま市みどり町4-20-23 TEL (098) 974-4315	
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号	
全国賃貸不動産管理業協会会員番号		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産管理士・賃貸不動産経営管理士登録番号)

所有者	氏名	
	住所	

頭書(7) 更新に関する事項

更新時事務手数料として5,000円いただきます

頭書(8) 特約事項

・馬車場は側面2台、前面2台可とする。
 ・看板設置する場合は貸借人へ連絡し、確認を取り実施する事。
 ・TVアンテナ・BSアンテナは貸借人の負担となります。
 ・業務用クーラー・家庭用クーラーは貸借人より使用貸借となり、故障又は交換が必要な場合は貸借人が費用負担するものとする。

事務所費

本契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、貸貸人及び賃借人が記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年6月28日

貸 貸 人	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
賃 借 人	氏名	照尾 大誠	TEL	098 (989) 3603
	住所	うるま市糸道 24904		
連帯保証人	氏名	[Redacted]	TEL	[Redacted]
	住所	[Redacted]		
連帯保証人	氏名	印	TEL	()
	住所			

		A	B
宅 地 建 物 取 引 業 者	商号又は名称	(有)具志川興産	
	代表者の氏名	知念 富好	
	主たる事務所 所在地・TEL	うるま市みどり町4-20-23 (098)974-4315	
	免許証番号	(6)第 2432 号	()第 号
	免許年月日	平成23年 8月 22日	年 月 日
宅 地 建 物 取 引 主 任 者	氏 名	[Redacted]	
	登 録 番 号	沖縄県知事 第 [Redacted] 号	知事 第 号
	業務に従事する 事務所名 事務所所在地 TEL	(有)具志川興産 うるま市みどり町4-20-23 (098)974-4315	

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「貸貸人」という。)及び借主(以下「賃借人」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の営業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)に記載のとおりとする。

2 貸貸人及び賃借人は、頭書(7)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 賃借人は、頭書(4)の記載に従い、賃料を貸貸人に支払わなければならない。

2 貸貸人及び賃借人は、次の各号の一に該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合。
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合。
- 三 近傍類似の建物の賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合。

3 1ヵ月に満たない期間の賃料は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 賃借人は、本物件が存する建物・敷地の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い貸貸人に支払うものとする。

2 貸貸人及び賃借人は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヵ月に満たない期間の共益費は、1ヵ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 貸貸人は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 賃借人は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

3 賃借人は、頭書(2)記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設、改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金)

第6条 賃借人は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を貸貸人に預け入れるものとする。

2 賃借人は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 貸貸人は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる賃借人の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、賃借人に返還しなければならない。

4 前項の規定により賃借人の債務額を差し引くときは、貸貸人は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

- 第7条 貸貸人及び賃借人は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。
- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という)ではないこと
 - 二 貸貸人又は賃借人が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう)が反社会的勢力ではないこと
 - 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
 - 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

- 第8条 賃借人は、貸貸人の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
- 2 賃借人は、貸貸人の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行なってはならない。
 - 3 賃借人は、貸貸人の書面による承諾を得ることなく、頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
 - 4 賃借人は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
 - 5 賃借人は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
 - 6 賃借人は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
 - 二 大型の金庫、倉庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと。
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること。
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 7 賃借人は、本物件又は建物の共用部分の使用にあたり、貸貸人の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行なってはならない。
- 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(賃借人の管理義務)

- 第9条 賃借人は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 賃借人は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 賃借人は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、貸貸人が本物件管理上必要な事項を賃借人に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に貸貸人は、賃借人宛入居に必要な本物件の鍵を貸与する。賃借人は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、賃借人は、直ちに貸貸人に連絡のうえ、貸貸人が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は賃借人の負担とする。
 - 5 賃借人は、鍵の追加設置、交換、複製を貸貸人の承諾なく行なってはならない。

(原状の変更)

第10条 賃借人が、本物件を頭書(2)の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、付属施設の設置等をする場合には、あらかじめ賃貸人の承諾を得た上で賃貸人の指示に従い施工するものとし、その費用は賃借人が負担するものとする。

2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は賃借人が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

第11条 賃貸人は、第3項の場合を除き、賃借人が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、賃借人が負担しなければならない。

2 前項の規定に基づき賃貸人が修繕を行う場合は、賃貸人は、予め、その旨を賃借人に通知しなければならない。この場合において、賃借人は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。

3 賃借人は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。

一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え。

二 その他費用が軽微な修繕。

4 本物件内に破損箇所が生じたとき、賃借人は、賃貸人に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて賃貸人に損害が生じたときは賃借人は、これを賠償する。

(契約の解除)

第12条 賃貸人は、賃借人が次の各号に該当した場合において、賃貸人が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。

一 賃借人が賃料又は共益費の支払いを2ヵ月以上怠ったとき。

二 賃借人の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。

2 賃貸人は、賃借人が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき。

二 第8条(第6項第五号から第七号を除く)から第10条までの規定に違反したとき。

三 入居時に、賃借人又は連帯保証人について告げた事実と重大な虚偽があったことが判明したとき。

四 その他賃借人が本契約の各条項に違反したとき。

五 銀行取引の停止。

六 破産手続きの開始。

七 民事再生手続きの開始。

八 会社更生手続きの開始。

九 特別清算手続きの開始。

3 賃貸人又は賃借人の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

一 第7条の確約に反する事実が判明したとき。

二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき。

4 賃貸人は、賃借人が第8条第6項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(賃借人からの解約)

第13条 賃借人は、賃貸人に対して 1ヵ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。

2 前項の規定にかかわらず、賃借人は解約申入れの日から 1ヵ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を賃貸人に支払うことにより、解約申入れの日から起算して 1ヵ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第14条 賃借人は、明渡し日を10日前までに賃貸人に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 賃借人は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
 - 3 賃借人は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を賃貸人に返還しなければならない。
 - 4 本契約終了時に本物件内に残置された賃借人の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、賃借人がその時点でこれを放棄したものとみなし、賃貸人はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を賃借人に請求することができる。
 - 5 本物件の明渡し時において、賃借人は、本物件内に賃借人が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。
 - 6 賃借人が明渡しを遅延したときは、賃借人は、賃貸人に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第15条 賃貸人は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 賃借人は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく賃貸人の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約終了後において、本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、賃貸人及び物件の確認をする者は、あらかじめ賃借人の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 賃貸人は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ賃借人の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、賃貸人は、賃借人の承諾を得ずに立入ったときは、その旨を賃借人に通知しなければならない。

(賃貸人の通知義務)

- 第16条 賃貸人は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって賃借人に通知しなければならない。
- 一 賃料等支払い方法の変更。
 - 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更。

(賃借人の通知義務)

- 第17条 賃借人又は連帯保証人は、各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって賃貸人に通知しなければならない。
- 一 賃借人が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条1項の定めに従うものとする。
 - 二 長期に休業するとき。
 - 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更。
 - 四 連帯保証人の死亡又は解散。

(遅延損害金)

- 第18条 賃借人は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、遅延損害金として1ヶ月分につき1,000円を支払うものとする。

(連帯保証人)

第19条 連帯保証人は、賃借人と連帯して、本契約から生じる賃借人の債務を負担するものとする。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、賃貸人若しくは賃借人の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた賃貸人又は賃借人の損害について、賃貸人又は賃借人は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 賃貸人及び賃借人は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(8)に記載するとおりとする。

■ 家賃の支払方法

家賃の支払方法は下記のいずれかとする。

1. 指定日に、本人の口座から銀行引落しとする。
2. 指定日までに、(有)具志川興産の振込先口座へ振り込むものとする。

◎ (有)具志川興産振込先口座

金融機関名	琉球銀行	沖縄銀行	海邦銀行
支店名			
口座番号			
口座名義	(有) 具志川興産 代表取締役 <small>チネン</small> 知念 <small>トミヨシ</small> 富好		

重要事項説明書(建物賃貸借用)

照屋 大河 殿

下記の不動産について、宅地建物取引業法第 35 条の規定に基づき、次のとおり説明します。この内容は重要ですので、十分理解されるようお願い致します。

商号又は名称 有限会社 具志川興産

代表者氏名 知念 富好

主たる事務所 沖縄県うるま市みどり町四丁目 20 番 23 号

免許証番号 沖縄県知事(6) 第 2432 号

免許年月日 平成 23 年 8 月 22 日

説明をする宅地建物 取引主任者	氏名	登録番号	(沖縄) 第 号
	業務に従事する事務所	(商号・名称)	有限会社 具志川興産 ☎ 098-974-4315
		(事務所所在地)	うるま市みどり町四丁目 20 番 23 号

取引の態様 (法第 34 条第 2 項)	貸借の媒介
----------------------	-------

物件の表示

所在地(住居表示)	うるま市赤道 17-5				
名称	海間貸付合宿	室番号	1 階 号室	間取り	一
貸付面積	約 59.5 m ² (約 18 坪) / 土地面積		一 m ²	一 坪)	
種類	貸家・貸間・アパート・マンション / (店舗・事務所)・倉庫・工場(住居付) ()				
構造	木造・コンクリートブロック・ 鉄筋コンクリートブロック ・鉄筋コンクリート・()階建て/その他()				
交通	線		バス停	徒歩約	分

貸主の住所・氏名	住所	氏名	☎
----------	----	----	---

契約の条件	1. 入居申込書又は契約書が虚偽の記載の場合本契約書は解除となります。	
	2. 入居は契約に必要な金銭の納入と契約書の完了した後になります。	
	3. 契約時に火災保険及び、 証会社 に加入して頂きます。	
	4. 契約更新時、更新手数料を支払うものとし、引続き火災保険及び保 証 契約に加入して更新するものとする。	
	5. 賃借人の都合による 1 年以内の解約は敷金の返金をしないものとする。	
	6. 本契約後、家賃の滞納があった場合、請求手数料 1,000 円を頂きます。	
	7. 賃借人は退去時に畳張替え 費用負担を行うものとする。	26 字削除。
	8. 申込金は家賃の 1 ヶ月分 より重要事項説明後はお返し致しません。	

供託所等に関する説明(法第 35 条の 2)

説明事項	説明内容
宅地建物取引業保証協会の名称・所在地	(社)全国宅地建物取引業保証協会 東京都千代田区東神田 1 丁目 10 番 6 号
所属地方本部の所在地	(社) 全国宅地建物取引業保証協会 沖縄県本部 那覇市泉崎 1-12-7
弁済業務保証金の供託所・所在地	東京法務局 東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 3 号

1.登記簿に記載された事項

所有権に関する事項		所有者以外の権利に関する事項
(甲区欄)	所有権にかかる権利に関する事項	(乙区欄)
名義人氏名 住所	同上	無 抵当権有

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/30	携帯電話(4月分)	10,666	1/2	5,333
5/31	携帯電話(5月分)	10,449	1/2	5,224
6/30	携帯電話(6月分)	10,390	1/2	5,195
8/2	携帯電話(7月分)	7,474	1/2	3,737
8/31	携帯電話(8月分)	7,695	1/2	3,847
9/30	携帯電話(9月分)	7,492	1/2	3,746
11/1	携帯電話(10月分)	7,702	1/2	3,851
1/4	携帯電話(12月分)	7,472	1/2	3,736
1/31	携帯電話(1月分)	8,849	1/2	4,424
3/31	携帯電話(3月分)	8,850	1/2	4,425
4/30	固定電話(4月分)	2,267	2/3	1,511
6/11	固定電話(5月分)	7,062	2/3	4,708
6/22	固定電話(6月分)	2,151	2/3	1,434
8/13	固定電話(7月分)	2,151	2/3	1,434
9/1	固定電話(8月分)	2,171	2/3	1,447
10/26	固定電話(9月分)	2,173	2/3	1,448
10/26	固定電話(10月分)	2,171	2/3	1,447
11/28	固定電話(11月分)	5,985	2/3	3,990
1/20	固定電話(12月分)	2,153	2/3	1,435
2/4	固定電話(12月分)	2,153	2/3	1,435
2/4	固定電話(1月分)	2,153	2/3	1,435
3/30	固定電話(2月分)12月分を重複して支払いしている為2月分を相殺	10	2/3	6
4/12	固定電話(3月分)	2,149	2/3	1,432
4/30	インターネット(4月分)	8,736	2/3	5,824
6/11	インターネット(5月分)	8,657	2/3	5,771
6/22	インターネット(6月分)	8,657	2/3	5,771
8/13	インターネット(7月分)	8,657	2/3	5,771
9/1	インターネット(8月分)	8,657	2/3	5,771
10/26	インターネット(9月分)	8,657	2/3	5,771
11/20	インターネット(10月分)	8,657	2/3	5,771
12/7	インターネット(11月分)	8,720	2/3	5,813
11/20	インターネット(12月分)9月分を重複して支払いしているため12月分を相殺	8,657	2/3	5,771

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
2/4	インターネット(1月分)	8,536	2/3	5,690
3/30	インターネット(2月分)	8,657	2/3	5,771
4/12	インターネット(3月分)	6,897	2/3	4,598
5/11	USB	2,838	1/2	1,419
7/25	USB	998	1/2	499
12/6	マジック・ボールペン	2,585	1/2	1,292
12/14	テプラテープ・ブックスタンド	3,400	1/2	1,700
1/11	ボールペン替芯	1,496	1/2	748
2/15	コピー用紙	2,280	1/2	1,140
3/14	ラミネートフィルム	649	1/2	324
5/18	コピー機カウント(5月)	28,686	1/2	14,343
10/6	コピー機カウント(9月)	10,766	1/2	5,383
1/20	コピー機カウント(12月)	22,576	1/2	11,288
	事務費 充当合計			172,909

経費区分 (事務費)



お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

(2021年 5月14日発行)

2021年 4月ご請求分	
2021年 4月 30日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	10,666円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

照屋 大河 様 /

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,333円 携帯電話



お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)
お客様番号
(CUSTOMER NUMBER)

(2021年 6月14日発行)

2021年 5月ご請求分	
2021年 5月 31日振替	
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	10,449円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	*****
口座番号 ACCOUNT	***

ご請求先氏名
(CUSTOMER NAME)

照屋 大河 様 /

右記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account.

印紙税申告納付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70

充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,224円 携帯電話

経費区分 (事務費)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

お客様電話番号 (BILLING NUMBER) [REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 照屋 大河 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 7月13日発行)

2021年 6月ご請求分	2021年 6月15日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	10,390円
金融機関名 (BANK/POSTOFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	*****

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,195円 携帯電話

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

お客様電話番号 (BILLING NUMBER) [REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 照屋 大河 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 8月13日発行)

2021年 7月ご請求分	2021年 8月 2日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,474円
金融機関名 (BANK/POSTOFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	*****

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 3,737円 携帯電話

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

お客様電話番号 (BILLING NUMBER) [REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 照屋 大河 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 9月14日発行)

2021年 8月ご請求分	2021年 8月31日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,695円
金融機関名 (BANK/POSTOFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	*****

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 3,847円 携帯電話

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

お客様電話番号 (BILLING NUMBER) [REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 照屋 大河 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年 10月13日発行)

2021年 9月ご請求分	2021年 9月30日振替
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,492円
金融機関名 (BANK/POSTOFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	*****

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 3,746円 携帯電話

経費区分 (事務費)

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) [REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 照屋 大河 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2021年11月13日発行)

2021年10月ご請求分	(2021年11月1日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,702円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	***

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 3,851円 携帯電話

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) [REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 照屋 大河 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2022年1月15日発行)

2021年12月ご請求分	(2022年1月4日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,472円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	***

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 3,736円 携帯電話

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) [REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 照屋 大河 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2022年2月13日発行)

2022年1月ご請求分	(2022年1月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	8,849円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	***

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 4,424円 / 携帯電話

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER) [REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 照屋 大河 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2022年4月13日発行)

2022年3月ご請求分	(2022年3月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	8,850円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	***

印紙税申告納付につき芝 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社 〒108-0075 東京都港区港南1-2-70

充当割合 1/2 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 4,425円 / 携帯電話

経費区分 (事務費)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
照屋 大河 様

お客様番号

2023年4月ご請求分

金額(円) 振込額・計
振込済金額 2,267円

受取人
待受振込ご請求
NTTファイナンス株式会社
(。モモ)

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
振取②
21.6.30
P-ソン
P-ソン
P-ソン

取入印 振込付欄

充当割合 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 1,511円 /
固定電話

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
照屋 大河 様

お客様番号

2023年5月ご請求分

金額(円) 振込額・計
振込済金額 4,708円

受取人
待受振込ご請求
NTTファイナンス株式会社
(。モモ)

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
振取③
17278円
21.6.11
P-ソン
P-ソン
P-ソン

取入印 振込付欄

充当割合 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 4,708円 /
固定電話

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
照屋 大河 様

お客様番号

2023年6月ご請求分

金額(円) 振込額・計
振込済金額 2,151円

受取人
待受振込ご請求
NTTファイナンス株式会社
(。モモ)

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
振取④
241040
21.6.22
P-ソン
P-ソン
P-ソン

取入印 振込付欄

充当割合 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 1,434円 /
固定電話

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
照屋 大河 様

お客様番号

2023年7月ご請求分

金額(円) 振込額・計
振込済金額 2,151円

受取人
待受振込ご請求
NTTファイナンス株式会社
(。モモ)

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
振取⑤
241040
21.8.13
P-ソン
P-ソン
P-ソン

取入印 振込付欄

充当割合 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 1,434円 /
固定電話

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
照屋 大河 様

お客様番号

2023年8月ご請求分

金額(円) 振込額・計
振込済金額 1,317円

受取人
待受振込ご請求
NTTファイナンス株式会社
(。モモ)

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
振取⑥
10612
09.01.22
P-ソン
P-ソン
P-ソン

取入印 振込付欄

充当割合 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 1,447円 /
固定電話

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
照屋 大河 様

お客様番号

2023年9月ご請求分

金額(円) 振込額・計
振込済金額 2,173円

受取人
待受振込ご請求
NTTファイナンス株式会社
(。モモ)

お問合せ先 (無料)
0800-3335550

領 取 日 附 印
振取⑦
241040
21.10.26
P-ソン
P-ソン
P-ソン

取入印 振込付欄

充当割合 (政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 1,448円 /
固定電話

経費区分 (事務費)

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
照屋 大河 様

お客様番号

2021年10月請求分

金額(甲) 照屋大河・河
請求金額 2,147円

受取人
照屋大河様
NTTファイナンス株式会社
(0800)

お問合せ先 (無料)
0800-3335550
F.CENTRAL@F.CENTRAL

領収日 2021.10.26

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
照屋 大河 様

お客様番号

2021年11月請求分

金額(甲) 照屋大河・河
請求金額 8,990円

受取人
照屋大河様
NTTファイナンス株式会社
(0800)

お問合せ先 (無料)
0800-3335550
F.CENTRAL@F.CENTRAL

領収日 2021.11.20

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
照屋 大河 様

お客様番号

2021年12月請求分

金額(甲) 照屋大河・河
請求金額 1,435円

受取人
照屋大河様
NTTファイナンス株式会社
(0800)

お問合せ先 (無料)
0800-3335550
F.CENTRAL@F.CENTRAL

領収日 2021.12.20

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 1,447円
固定電話

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 8,990円
固定電話

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 1,435円
固定電話

NTTファイナンス株式会社
払込受領証

お客様名
照屋 大河 様

お客様番号

請求年月
2021年12月分

ご請求金額
¥2,153-

上記の金額を受領いたしました。
※金額を訂正したものと及び、取扱
日付印のないものは無効です。

NTTファイナンス株式会社

収入印紙貼付欄
検収③
241040
22.2.04

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 1,435円
固定電話 2月分を相殺

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
照屋 大河 様

お客様番号

2022年1月請求分

金額(甲) 照屋大河・河
請求金額 2,153円

受取人
照屋大河様
NTTファイナンス株式会社
(0800)

お問合せ先 (無料)
0800-3335550
F.CENTRAL@F.CENTRAL

領収日 2022.2.04

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 1,435円
固定電話

電話料金等払込受領証
西日本ご利用分

ご請求先氏名
照屋 大河 様

お客様番号

2022年2月請求分

金額(甲) 照屋大河・河
請求金額 6円

受取人
照屋大河様
NTTファイナンス株式会社
(0800)

お問合せ先 (無料)
0800-3335550
F.CENTRAL@F.CENTRAL

領収日 2022.2.30

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 6円
固定電話
12月分を重複して支払いしているため

経費区分 (事務費)

返還内訳	次回請求充当	2,153円
	2022年 2月分のご請求から差し引かせていただきます。	

※12月分を重複してお支払いいただいております。

2022年 2月11日
NTTファイナンス株式会社

電話料金等払込受領証

西日本ご利用分

ご請求先氏名
照屋 大河 様

お客様番号

2022年 3月ご請求分

金額(円)
¥2,149-

受取人

NTTファイナンス株式会社

お問合せ先 (無料)

0800-3335550

領 取 日 附 印



取入印紙貼付欄

ATMまたはゆうちょ銀行 郵便局でお支払いの場合は、全額をお出しください。止印外でお支払いの場合は、印紙を貼付してください。

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 1,432円
固定電話

経費区分 (事務費)

領収証(Receipt)

ご請求番号
7091-150-028

お客さま氏名
照屋 大河 様

金額
2021年 4月
8736円

うち、消費税相当額 612円
NTTコミュニケーション株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
検収②
287177
21.4.30
ローソン 赤道店

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,824円
インターネット

領収証(Receipt)

ご請求番号
7091-150-028

お客さま氏名
照屋 大河 様

金額
2021年 5月
8657円

うち、消費税相当額 612円
NTTコミュニケーション株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
検収⑤
172787
21.6.11
ローソン 津 松本二丁目店

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,771円
インターネット

領収証(Receipt)

ご請求番号
7091-150-028

お客さま氏名
照屋 大河 様

金額
2021年 6月
8657円

うち、消費税相当額 612円
NTTコミュニケーション株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
検収③
241040
21.6.22
ローソン 中野南店

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,771円
インターネット

領収証(Receipt)

ご請求番号
7091-150-028

お客さま氏名
照屋 大河 様

金額
2021年 7月
8657円

うち、消費税相当額 612円
NTTコミュニケーション株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
検収③
241040
21.8.13
ローソン 中野南店

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,771円
インターネット

領収証(Receipt)

ご請求番号
7091-150-028

お客さま氏名
照屋 大河 様

金額
2021年 8月
8657円

うち、消費税相当額 612円
NTTコミュニケーション株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
検収③
10612
21.10.26
ローソン 中野南店

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,771円
インターネット

領収証(Receipt)

ご請求番号
7091-150-028

お客さま氏名
照屋 大河 様

金額
2021年 9月
8657円

うち、消費税相当額 612円
NTTコミュニケーション株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
検収③
1040
21.10.26
ローソン 中野南店

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,771円
インターネット

経費区分 (事務費)

領収証(Receipt)

ご請求番号
7091-150-028

お客さま氏名
照屋 大河 様

金額
2021年10月
8657円

うち、消費税相当額 612円
NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
72008
21.11.20
うるま市 赤道
コーソウ
領収日付印

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,771円
インターネット

領収証(Receipt)

ご請求番号
7091-150-028

お客さま氏名
照屋 大河 様

金額
2021年11月
8720円

うち、消費税相当額 612円
NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
72008
21.12.07
うるま市 赤道
コーソウ
領収日付印

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,813円

領収証(Receipt)

ご請求番号
7091-150-028

お客さま氏名
照屋 大河 様

金額
2021年9月
8657円

うち、消費税相当額 612円
NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
72008
21.11.20
うるま市 赤道
コーソウ
領収日付印

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,771円
インターネット

9月分を重複して支払いしているため
12月分を相殺

領収証(Receipt)

ご請求番号
7091-150-028

お客さま氏名
照屋 大河 様

金額
2022年1月
8536円

うち、消費税相当額 612円
NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
検収③
241040
22.2.04
コーソウ
うるま市 赤道店
領収日付印

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,690円
インターネット

領収証(Receipt)

ご請求番号
7091-150-028

お客さま氏名
照屋 大河 様

金額
2022年2月
8657円

うち、消費税相当額 612円
NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
検収②
287177
22.3.30
コーソウうるま
赤道店
領収日付印

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 5,771円
インターネット

領収証(Receipt)

ご請求番号
7091-150-028

お客さま氏名
照屋 大河 様

金額
2022年3月
6897円

うち、消費税相当額 612円
NTTコミュニケーションズ株式会社
ビルングカスタマセンタ
料金お問合せ先(無料)
0120-506100

収入印紙貼付欄
22.4.12
領収日付印

充当割合 2/3
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 4,598円
インターネット

経費区分 (事務費)



BEST

株式会社ベスト電器
福岡市博多区千代六丁目2番99号

イオン具志川店
098-983-6700
御来店誠に有り難う御座います

テイヤ タイガ 様
領収書

No. 2165-403-119927 [現金売]

2021/05/11 13:31

レジ担当
販売担当

7154452013 MFHTU3B128GWH 128
フラッシュメモリ 1:持帰 外10

¥2,580

小計 ¥2,580

+消費税 ¥2,838

税込計 ¥2,838

合計 ¥2,838

(内消費税 ¥258)

10%対象 ¥2,838

(内消費税 ¥258)

現金 ¥2,838

お預り ¥5,338

お釣り ¥2,500

充当割合 1/2
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 1,419円
USB

領 収 証

テイヤ タイガ 様

¥998-

但し USB代として

10%対象額 ¥998
(内消費税 ¥90)

お買上日: 2021年07月25日(日)
作成場所

ダイレックス 株式会社

上記正に領収致しました。

本社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930
お買上店舗 ダイレックスうるま店
TEL. 098-973-2200

担当者:
7150-04-7296-74496800 (00)

(この領収証は、感熱紙を使用しております。保管には十分注意してください。)

充当割合 1/2
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 499円
USB

領 収 証

No. 1560
2021年12月 6日

テイヤ タイガ 様

金2,585円 但し

上記正に領収いたしました

(税抜金額 ¥2,350)
(消費税等 ¥235)

幸文堂
973-3697
うるま市みどり町4-20-10

充当割合 1/2
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 1,292円
マジック・ボールペン /

経費区分 (事務費)

2021年12月14日 (火)

領 収 証

テイヤ タイガ 様

¥ 3, 400 -

上記正に領収しました (消費税等 309円を含みます)

マイクマン具志川店
 沖縄県うるま市江洲648
 TEL: 098-973-1141
 明細部品名先頭の「*」印は軽減税率8%適用商品です。
 ※保管上のお願
 財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者

0008-6932-2020

充当割合 1/2
 (政務活動以外での利用もあるため)
 充当金額 1,700円 /
 テブラテープ・ブックスタンド

2022年01月11日 (火)

領 収 証

テイヤ タイガ 様

¥ 1, 496 -

上記正に領収しました (消費税等 136円を含みます)

*印は軽減税率(8%)適用商品です。
 株式会社サンエー (取扱店: 具志川メインシティ店)
 沖縄県うるま市江洲450-1
 TEL 098-(974)-1300
 ※保管上のお願
 財布等で保管戴く場合は、印刷面を内側に折って保管願います。

担当者

0213-3106-9979

充当割合 1/2
 (政務活動以外での利用もあるため)
 充当金額 748円 /
 ボールペン替芯

領収証

テイヤ タイガ 様

合 計 ¥ 2, 280 -

明細	(現金 ¥0)	(クレジット ¥0)	(その他 ¥0)	¥2,280 (内消費税等 ¥207)
	(10%対象)	¥2,280	¥207	

但し

上記金額を正に領収いたしました。
 印字面を内側に折り保管して下さい
 株式会社 カインズ FCうるま店 Te098-923-1855
 本社 埼玉県本庄市早稲田の杜1-2-1
 0842-0004-9953 2022年 2月15日(火) 11:54 担当: [Redacted]

充当割合 1/2
 (政務活動以外での利用もあるため)
 充当金額 1,140円 /
 コピー用紙 /

経費区分 (事務費)

領 収 証

フィルマ 910" 様

¥ 6 4 9 -

但し ラミネートフィルム
代り

10%対象額 ¥649
(内消費税 ¥59)

お買上日: 2022年03月14日(月)
作成場所

ダイレックス 株式会社

上記正に領収致しました。 本社 佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930

お買上店舗 ダイレックスうるま店
TEL. 098-978-2200

担当者: 
7150-03-1839-75136000 (00)

(この領収証は、感熱紙を使用しております。保管には十分注意してください。)

充当割合 1/2
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 324円
ラミネートフィルム

領 収 証

№ 009064

令和3年 5月 18日

照屋大河事務所 殿

金額									
				4	2	8	6	8	6

但し 5月請求分として

上記の金額正に領収致しました

入金内訳	
現金	
小切手	
手形	
振込	✓
相殺	
その他	
合計	

有限会社昭和事務機社

本社 〒904-1111 沖縄県うるま市石川 電話 098-965-1100
TEL 098-965-0494 FAX 098-965-1100
那覇支店 〒901-0155 沖縄県那覇市金城 電話 098-987-4186
TEL 098-987-4185 FAX 098-987-4186
嘉手納支店 〒904-0203 沖縄県嘉手納町字嘉手納 電話 098-956-5454
TEL/FAX 098-956-5454

収入印紙

扱者 

◎ 社印・扱者印のないもの並びに金額訂正をしたものは無効です

充当割合 1/2
(政務活動以外での利用もあるため)
充当金額 14,343円 /

領収証 照原大河 様 No. _____

金額 4120000

但 7月份給与として
R3年 8月 5日 上記正に領収いたしました

内訳
現金 _____
小切手 _____
手形 _____

消費税額等(%) _____

収入印紙

GR1614

充当割合 8/10 (政務活動以外に係る職務も含むため)
充当金額 96,000 円

領収証 照原大河 様 No. _____

金額 4120000

但 8月份給与として
R3年 9月 3日 上記正に領収いたしました

内訳
現金 _____
小切手 _____
手形 _____

消費税額等(%) _____

収入印紙

GR1614

充当割合 8/10 (政務活動以外に係る職務も含むため)
充当金額 96,000 円

経費区分 (人件費)

領 収 証 梶原大河 様 No. _____

金額	¥	1	2	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---	---

但 9月分の5として

内 訳

現金	〃
小切手	〃
手形	〃

R3年10月5日 上記正に領収いたしました

消費税額等(%)

収入印紙

GR1614

充当割合 8/10 (政務活動以外に係る職務も含むため)
充当金額 96,000 円

令和 3 年度 雇用職員申告票

議員名 照屋 大河

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和3年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

照屋 大河



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

勤務実態申告票

【議員名 照屋 大河】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの ・情報収集（新聞・書籍・資料等） ・現地調査に係る補助随行（写真撮影、メモ作成等） ・訪問先との連絡・調整等	25%
	研修に係るもの	
	広聴広報に係るもの	
	要請陳情等に係るもの ・要請陳情先の機関との連絡・調整 ・住民相談、意見交換の対応 ・要請文、陳情文の作成等	10%
	会議に係るもの ・各種会議・住民相談の準備・運営（資料作成、開催周知、連絡・調整等） ・企業会団体との意見交換会の準備・運営等	10%
	資料作成に係るもの	
	事務所での庶務に係るもの ・備品、消耗品等の管理 ・電話、来客対応、議員への連絡調整	35%
小計		80%
政務活動以外の活動に係る職務	・政党の会議準備や資料作成 ・後援会の名簿管理	20%

令和 3 年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

照屋 大河



被雇用者



統一様式-⑤

雇 用 契 約 書

氏 名	生年月日
住 所	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和3年7月1日 ~ 令和3年9月30日 ✓
主な就業場所	うるま市赤道 沖縄県議会議員 照屋大河事務所
主な職務内容	政務活動に係る事務補助及び関係書類作成
就業時間	午前10時から午後5時まで (休憩時間12時~13時)
休 日	土日祝日、年末年始、盆休
給与(賃金)	月給 120,000 円 (時給 円)
給与支払日	毎月月末〆切 翌月5日支払い
支払方法	<u>直接払い</u> 口座振替
備 考	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和 3年 7月 1日

雇 用 者 氏名

被雇用者 氏名

照屋 大河

※当該様式に記載されている事項が定められている場合は、任意様式でも可とする。

